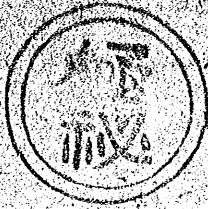


昭和十五年

内閣情報局設置関係書類

内閣官房総務課長

国立公文書館	
分類	⑤
排架番号	2 A
	39-6
	⑤ 53



内閣情報局設置要綱

(昭和二十一年九月六日)

第一 内閣情報局ノ機構

一 内閣情報局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ルコト

(一) 國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル情報蒐集、報道及啓蒙宣傳

(二) 新聞紙其ノ他ノ出版物ニ關スル國家總動員法第二十條ニ依ル

處分

(三) レコード、映畫、演劇、演藝及ラヂオノ取締

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ内閣情報局ハ關係各廳ニ對シ
情報ノ蒐集、報道及啓蒙宣傳ニ關シ共助ヲ求メ得ルコト

備考

(一) 新聞紙其ノ他ノ出版物ノ取締ニ關シ國家總動員法第二十條

ヲ發動スルコト

- (一) 前項ニ依ル權限ノ行使ノ圓滑ヲ期スル爲内務省警保局職員ト内閣情報局職員トノ間ニ兼官制度ヲ活用スルコト
- (二) 社團法人日本放送協會及社團法人同盟通信社ニ對スル法人監督ハ内閣總理大臣ト遞信大臣ノ共管トス
- (三) レコード、映畫、演劇及演藝ノ取締權限ニ就キ之ヲ内務大臣トノ共管ニスベキヤニ付テハ尙研究ヲ要ス
- (四) 内閣情報局ニ左ノ職員ヲ置クコト(統合セラルベキ部局ニ關スル昭和十五年度豫算ニ計上セラレタル定員ノ範圍内タルコトヲ原則トス)

・長官

勅任

(自由任用トシ官等俸給ハ内閣書記官長ト同等トス)

部長

五人

勅任

書記官

專任

人

奏任

情報官	專任	人	奏任
檢閱官	專任	人	奏任
事務官	專任	人	奏任
理事官	專任	人	奏任
技師	專任	人	奏任
屬	專任	人	判任
技手	專任	人	判任

備考 官名ニ付テハ尙研究ヲ要ス

三 内閣情報局ニ長官官房及五部ヲ置ク

長官官房及各部ノ事務ノ分掌ニ付テハ別紙參考案參照

四 參與制度ハ從來通り

第二 各省ヨリ内閣情報局ノ權限ニ移スベキ事務

左ノ事務ハ各省ヨリ情報局ニ移管統合スルモノトスルコト

一 外務省情報部ノ事務

海外情報ノ蒐集及對外啓發宣傳ニ關スル事務ニ付テノ内閣情報局
トノ聯絡事務ヲ處理セシムル等ノタメニ課ヲ殘置ス
内外記者トノ定期會見ハ之ヲ行ハザルモノトス

二 内務省

- 1 圖書課ノ事務中レコードノ取締ニ關スルモノ
- 2 警務課ノ事務中映畫、演劇、演藝ニ關スルモノ

三 陸軍省情報部ノ事務

現在陸軍省情報部ノ主管スル事務中陸軍内部ノコトニノミ關スル
事項ハ陸軍省ニ殘置ス

四 海軍省軍事普及部ノ事務

海軍内部ノコトニミ屬スル事項ニ付テハ陸軍省ト同斷

五 逓信省

1 電務局無線課ノ事務中放送内容ノ取締ニ關スル事務及社團法人日本放送協會ノ法人監督ニ關スル事務ノ一部

たけのこ

別紙

内閣情報局ノ組織要綱参考案

内閣情報局ノ組織ハ大様左記ノ如クスルコト

一 内閣情報局ニ官房ノ外左ノ五部ヲ置クモノトス

第一部（總務部）

第二部（國內報道部）

第三部（國外報道部）

第四部（檢閲部）

第五部（文化部又ハ啓發宣傳部）

二 官房ニ庶務課ヲ置キ人事、會計、文書其ノ他庶務一般ヲ掌ルモノトス

三 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

第一課

1 内外情報ノ蒐集ニ關スル基本的企畫

2 内外輿論ノ指導方針竝ニ内外宣傳啓發ノ基本的企畫

3 國民精神總動員ニ關スル一般事務

第二課

1 各種情報ノ蒐集整理

2 情報事務ニ關スル各廳トノ連絡

第三課

1 各種情報啓發宣傳資料ノ編輯並ニ作成

2 講演會、講習會等ノ開催及助成

第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

第一課

1 新聞通信ニ對スル政府發表（新聞記者トノ定期會見）

2 新聞通信ノ指導

3 社團法人同盟通信社ノ監督

第二課

1 雜誌其ノ他出版物ノ指導

2 雜誌其ノ他ノ出版物關係團體ノ指導

第三課

1 放送ノ指導監督

2 社團法人日本放送協會ノ監督

第三部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

第一課

1 外字新聞通信ニ對スル政府發表 (新聞記者トノ定期會見)

2 外字新聞通信ノ指導

卷之四
 詩
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

第一課

- 指導

第一課

- ## 第二課

- 1 映畫、演劇及演藝ノ檢閲其ノ他ノ取締

第五部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

第一課

- 1 博覽會、展覽會其ノ他ノ催物ノ開催及助成
- 2 映畫法ノ施行ニ關スル事務（檢閲ヲ除ク）
- 3 社團法人大日本映畫協會及社團法人日本ニュース映畫社ノ指導監督ニ關スル事項

第二課

- 1 青少年ノ啓發指導ニ關スル事項
- 2 成人ノ啓發指導ニ關スル事項

極秘

内閣情報局設置要綱案

第一 内閣情報局ニ左ノ職員ヲ置クコト

長官	親任	
次長	一人	勅任
情報官	一人	奏任 内八人ヲ勅任 ト爲スコトヲ得
理事官	一人	奏任
技師	一人	奏任
情報官補	一人	判任
屬	一人	判任
技手	一人	判任

第二 内閣情報局ノ組織ハ大様左記ノ如クスルコト

一 長官、次長ノ下ニ左ノ五部ヲ置クコト

第一部 (總務部)